春夏秋冬　『コロナ後の業務転換について』

今年全世界を襲った新型コロナウイルス嵐。今も収まる気配もなく早半年を優に過ぎました。

そこで飲食、宿泊、接客、サービス業等は大打撃で、事業の継続を脅かしかねない状況ですが、なんとか対策をとって切り抜けるとしてもこれからは感染リスクとの共存は永遠に続くわけで、他の業種関連についても新「働き方改革」を早急に立てる必要に迫られ、産業構造の変化の大きな波が押し寄せることになります。

まず、テレワーク（在宅業務）ですが、従来からの助成金が拡充、緩和され、機器の種類、性能も様変わりしておりかなり現実化してきたといえます。

さらにそのことにより、それまでわかりづらかった生産性の評価が付く様になり、訪問や人事の見直しがし易くなるという予想外の効果も出始めているみたいです。

また、これまで接客、サービス業等には不向きとされていた分野にも、非接触型の注文や生産といった業務が可能になる機能が開発される等、メンタルに支障をもつ人材に就業の余地を広げる等、人手不足に貢献する期待も生まれています。

もちろん、それでいいのか？という懸念はしなくもないですが、さらにこれまで「常識」とされていた１社事業の雇用契約ですが、これも今後均等待遇や職務給方式の導入とともに兼業就業やフリーランス的雇用形態が広がっていくことが考えられます。しかも国の方針もそれに誘導するかのように従来からある社会保険の合算制度に加え、労災や雇用保険等も各社毎の給付制度から個人毎の給付制度に見直されつつあります。さらに今後は労働法の分野でも、多様な就業形態を前提とした法体系への見直しが始まりつつあります。

そこで経営者も抜本的な見直しの検討を開始し、様々な社会変化に対応した、持続性の高い雇用制度への改革を検討する時期に来ていると考えます。

次に、この新「働き方改革」の労働者側の対策についてですが「年金２０００万円不足」問題と合わせ考える必要があります。

そこで、今後、労働時間短縮・テレワーク・業務委託やフリーランスと言った、業務形態の拡大の中で公的年金算定基準も限定されていくわけですが、そもそも厚生年金で考える給付率の反映が従来から半減され、しかも今後はさらなる「目減り」が見込まれる中、本来であれば、ご自身の年金は個人年金保険や確定拠出型年金（iDeCo）等を併用することがよりベターであるといえます。（特に６０歳以降の厚生年金は、基礎年金は増額されないことが問題）

一度このあたりのライフプランについて、職場の労務担当者や、お近くの社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等にご相談されることをおすすめいたします。

尚、当事務所ではこの「春夏秋冬」で取り上げてほしいテーマや相談事項について、皆様からのコラムリクエストを募集中ですので、これを機会にどしどしお寄せください。お待ちしておりまーーす！

ご不明な点がございましたら、当事務所担当者（011-598-9203）までご相談ください（転送時留守電にお願いします）

拡大版

*許可転載

きょうどう経営研究会　http://www.kyodo-keiei.co.jp　令和２年　第４号

戦う社労士の

みんなの経営

労働保険事務組合北海道経営者協会
事務局　〒003-0021　札幌市白石区栄通７丁目1-10-305
TEL　011 － 598 － 9203 ・ FAX　011 － 598 － 9206
mail：sapporo@kyodo-keiei.co.jp
西　田　労　務　経　営　事　務　所
社会保険労務士　西　田　雄　二
札幌センター　〒003-0834　札幌市白石区北郷4条11丁目5-6-202
TEL 011−872−2702・FAX 011−872−2704

７５歳以上医療費「一定所得以上は２割」へ・・・？

政府は、最大の焦点だった医療改革のうち、７５歳以上の後期高齢者の医療機関での窓口負担について「一定所得以上は２割とし、それ以外は１割とする」と方針を打ち出した。令和４年度初めまでに実施する予定とされていたが、新型コロナウイルスの影響により最終報告が年末まで先送りされることとなった。

首相は「最終報告に向けて高齢者の実態を踏まえ、具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁な受診か必要な患者の影響を見極め、適切な配慮を行うことについて検討を行う」と述べた。

中間報告で打ち出された内容は右記のとおりであるが、医療費の負担割合の引き上げや年金適用の拡大等、全体的には国民にとって負担増となる見直しとなっている。

多様な就労への対応や、より長く働くことへの支援として、現行６０～７０歳（原則６５歳）の間で選べる公的年金の受給開始時期について、上限を７５歳に引き上げる。働いて一定以上の収入がある高齢者の年金を減らす在職老齢年金制度については、６５歳以上の減額基準は現行の月収４７万円に据え置き、６０～６４歳については現行の２８万円から４７万円に引き上げ、６５歳以上と基準をそろえた。

全世代型社会保障検討会議の中間報告のポイント

医療	・75歳以上の自己負担割合引き上げ	一定所得以上は窓口負担を2割とし、それ以外は1割
	・大病院の定額負担	紹介状なしで受診した場合の患者の負担額を増やす。対象病院を拡大
年金	・厚生年金の短時間労働者への適用拡大	従業員501人以上の企業規模要件を「101人以上」「51人以上」へ段階的に緩和
	・在職老齢年金見直し	60～64歳の減額基準を現行の28万円から65歳以上と同じ47万円に引き上げ
	・公的年金の繰り下げ受給の柔軟化	60～70歳の間で選べる受給開始年齢（原則65歳）の上限を75歳に引き上げ
労働	・70歳までの就業機会確保	定年廃止、70歳までの定年延長などを制度化するよう企業に努力義務を課す

労働については７０歳まで働けるよう、事業主に対し（１）定年廃止（２）７０歳までの定年延長（３）定年後または６５歳までの継続雇用終了後も７０歳まで引き続き雇用－などを制度化する努力義務を課す。介護に関しては、予防の取り組みに成果を上げた自治体への交付金の配分にめりはりをつけるとした。

お知らせ

１．社会保険料変更のお知らせ

社会保険料の新保険料の開始は9月（10月支給給与）からですが、等級によっては7月（8月支給給与）、又は8月（9月支給給与）から変更される方もおられますので、ご注意下さい。該当顧問先様には改めて変更のお知らせを通知いたしますのでご確認下さい。

２．労働保険申告書送付

労働保険の申告手続をさせて頂きました事業所様へは労働保険の申告書控を同封（賃金算定表付）させて頂きますのでご確認下さい。

３．連絡方法について

一度告知させて頂いた上で、期限の猶予が有り、行政からの通知が有り、後に修正が付き、損失が伴わないものは原則FAX等での再連絡とさせて頂きますのでよろしくお願いいたします。

※ ご相談、ご不明点は担当者までお問合せ下さい。

中小企業事業主の皆さまへ

「働き方改革推進支援助成金」 第2弾
新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース
のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入
に取り組む中小企業事業主を支援します！

2次募集を開始します！！

★２次募集における事業実施期間等について
・事業実施期間：令和２年４月７日～交付決定の日から起算して１か月を経過した日
・交付申請期限：令和２年９月18日（金）まで
・支給申請期限：令和２年12月４日（金）まで
※本助成金は、国の予算の範囲内で支給するため、申請の状況により、申請期間内に募集を終了する場合があります。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として **テレワークを新規（※）で導入する**中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります。
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更　等 ※　パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります（購入費用は助成対象にはなりません）。 ※　リース契約、ライセンス契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものは３か月を限度として助成対象となります（事業実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割）。 令和２年４月７日から支給申請日までに実際に支出していることが必要です。
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が１人以上いること
助成の対象となる事業の実施期間	**令和２年４月７日～交付決定の日から起算して１か月を経過した日** ※計画の事後提出を可能にし、４月７日以降の取組で、 交付決定より前のものも助成対象とします。
支給額	補助率：１／２ １企業当たりの上限額：100万円

※ ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

●テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。
テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf

厚生労働省　（R2.9）

支給要件
令和２年４月７日～交付決定の日から起算して１か月を経過した日までにテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が１人以上いること
※　少なくとも１人は直接雇用する労働者であることが必要です

支給対象となる取組
テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか１つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	**テレワーク用通信機器（※）の導入・運用** （例）・VPN装置　・ｗｅｂ会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 ・パソコン、タブレット及びスマートフォン、ルーター等のレンタル、リース費用など **※　パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります（購入費用は助成対象にはなりません）。**	□	**就業規則・労使協定等の作成・変更** （例）テレワーク勤務に関する規定の整備
		□	**労務管理担当者に対する研修**
		□	**労働者に対する研修、周知・啓発**
		□	**外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング**

※　派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限ります。
※　リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものは３か月を限度として助成対象となります（事業実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割）。
令和２年４月７日から支給申請日までに実際に支出していることが必要です。

支給額
支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	**対象経費の合計額　×　１／２** （　１００万円が上限　）

ご利用の流れ

1. **「働き方改革推進支援助成金交付申請書」**を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出**（締切：９月18日（金）（必着））**
※　後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

2. これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、４月７日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

3. 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに**支給申請（締切：12月４日（金）（必着））**
※　厚生労働省から支給されます

対象となる中小企業事業主
労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲
Ａまたは Ｂの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
その他の業種	３億円以下	300人以下

お問い合わせ先
テレワーク　相談　検索

テレワーク相談センター
https://www.tw-sodan.jp/
電話：0570－550348
（平日９：００～１７：００）
所在地：〒101-0062　東京都千代田区神田駿河台１－８－11
東京ＹＷＣＡ会館３階